

平成 27 年兵庫県立大学工学研究科規程第 7 号
兵庫県立大学工学研究科研究倫理委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学研究倫理指針（以下「指針」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議し、又は実施するため、兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号）第 8 条第 2 項に基づき設置する工学研究科研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 工学研究科における指針の運用及び規定の解釈に関すること
- (2) 兵庫県立大学研究倫理委員会委員長（以下「全学委員長」という。）からの諮問及び委託された事項に関すること
- (3) 工学研究科における研究倫理に関する啓発及び研修に関すること
- (4) 工学研究科における指針に違反する行為に係る調査に関すること
- (5) 人を対象とする研究及び生命の尊厳に係る研究計画等の審査を行うこと
- (6) その他研究倫理に関すること

2 前項第 5 号に規定する審査等に関しては、別に定める。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に定める者をもって組織する。

- (1) 工学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 研究倫理に関して造詣の深い教員等で、研究科長が指名する者
- (3) その他必要に応じて研究科長が指名する外部有識者 1 名
- (4) 姫路工学キャンパス経営部長

2 委員会の委員において、審議事項に係る研究者と利害関係にある者がいる場合は、第 5 条第 1 項に定める委員長は当該委員を審議から除外し、必要に応じて代替する者を指名の上、審議に参加させるものとする。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、研究倫理教育責任者を兼務し、研究倫理教育総括責任者（全学委員長）の下、工学研究科の研究者に対して研究倫理教育を定期的実施する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその会務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(予備調査)

第7条 委員長は、通報又は報告等（以下「通報」という。）を受けたときは、その内容を精査するため、必要に応じて関係する研究分野の学内の専門家の協力を得て、予備調査を実施する。

2 予備調査を行った場合は、委員長は速やかに関係書類を添えて予備調査の結果を全学委員長に報告する。

(保全)

第8条 前項の調査において、委員長は調査に必要な資料や機器を保全する必要があると認めるときは、関係者に次の必要な措置を採ることを要請することができる。

(1) 疑義を受けている者（以下「調査対象者」という。）の当該調査に係る利害関係者との接触の禁止

(2) 調査対象者の所属研究室などの一時閉鎖

(3) 調査に係る物品、資料の確保

(4) その他必要な措置

(調査対象者の義務)

第9条 調査対象者は、本規程に定める調査に対し誠実に対応しなければならない。

(専門部会)

第10条 委員長は、専門事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を設けることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を委員会の審議に出席させ、意見を聴くことができる。

(記録の保管)

第12条 委員会は、調査に当たり提出された、又は申請者等に送付した関係書類等について、当該年度終了後より10年間これを保管するものとする。

(守秘義務)

第13条 委員会の委員及び本規程第10条により設置された専門部会の委員等、本規程に基づく調査等に携わった者は、その職務上知りえた秘密を漏えいしてはならない。任期終了後及び退職後も同様とする。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、姫路工学キャンパス経営部総務課で行う。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成27年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は令和3年4月1日から施行する。